

第119期

定時株主総会 招集ご通知

● 日 時

2022年6月29日 (水曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時)

● 場 所

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号
当社本社ビル9階 彩鳳

● 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

ご来場される株主様には、検温、手指の消毒、マスク着用をお願いしております。

大日精化工業株式会社

証券コード 4116



Dainichiseika

株主の皆様へ

「彩り」と「アイデアをカタチにする」 化学メーカーです

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、色彩の総合メーカーとして、1931年の創業以来、世の中の技術革新にいち早く注目し、新しい技術、製品を生み出すことで、ファインケミカルの立場から社会に貢献してまいりました。

これまで培ってきました当社グループのコアとなる技術を深化させ、新たな技術と融合させることにより、IT・エレクトロニクス、ライフサイエンス・パーソナルケア、モビリティ、パッケージングなどの分野に積極的に注力し、技術オリエンテッドのソリューションカンパニーを目指してまいります。

また、ESG（環境、社会、企業統治）活動の充実が地球社会と企業の長期的・持続的な成長をもたらし、ひいては企業価値の向上に繋がるものとの認識から、環境問題への取組み、ダイバーシティの推進、一層のコーポレートガバナンス体制の強化・充実などにより、当社グループに係るさまざまなステークホルダーを通じて、今後とも社会貢献を果たしてまいります。

株主の皆様を始め、当社グループに係るすべての皆様のご期待に誠実にお応えし、信頼される企業となるよう弛まぬ努力を続けてまいります。今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長

高橋 弘二

企業理念

- 人に興味を持つ
- 新しいことに興味を持つ
- 未来に興味を持つ

行動指針

人間は面白い。

その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。
人に興味を持つ。

新しいことはワクワクする。

技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。
新しいことに興味を持つ。

未来を考えることは楽しい。

未来は子供たちのものです。未来を考えれば、
人も企業も自分だけでは生きていけないことが分かります。
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ません。
未来に興味を持つ。

株主各位

証券コード4116
2022年6月6日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

大日精化工業株式会社

代表取締役社長 高橋 弘二

第119期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで**に行ってくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号 当社本社ビル9階 彩鳳
目的事項	報告事項 1. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第119期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日、お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.daicolor.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（7頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

インターネット等と書面により、重複して議決権が行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。



インターネット等
による**議決権行使**の場合



「**議決権行使書**」を
ご郵送いただく場合



株主総会に
ご出席いただく場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合もございます。インターネットに関する費用(接続料、通信費等)は株主様のご負担となります。)

行使期限：

2022年6月28日(火曜日)
午後**5時30分**入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようにご返送ください)

行使期限：

2022年6月28日(火曜日)
午後**5時30分**到着分まで

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です)

株主総会日時：

2022年6月29日(水曜日)
午前**10時**(受付開始午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(一部候補者を除く)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(下の候補者を除く)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

- 賛成する場合→「**賛**」を○で囲んでください。
- 否認する場合→「**否**」を○で囲んでください。
- 一部の候補者を→「**賛**」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につきまして、賛否の記載がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

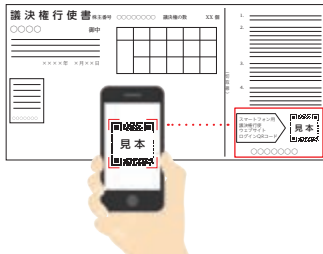
インターネット等による議決権行使の場合は次頁をご覧ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによるご行使

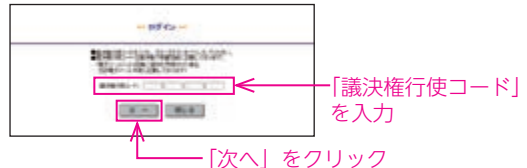
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

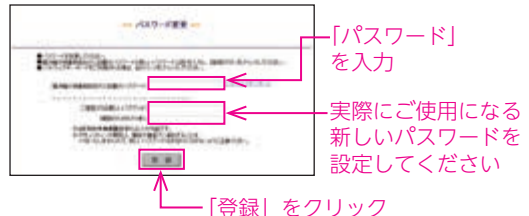
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

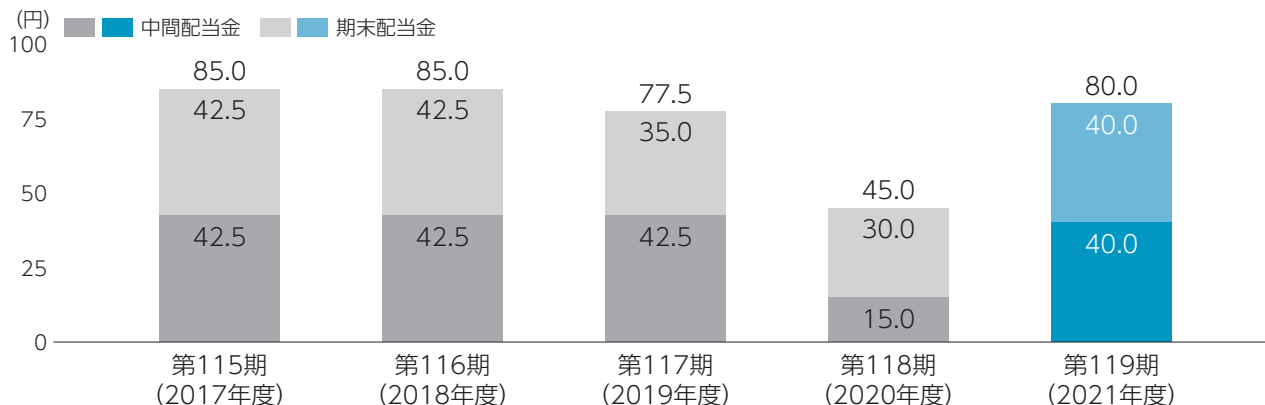
期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

つきましては、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金40円 総額739,184,640円 なお、中間配当金として40円をお支払いしておりますので、年間配当金は80円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

〈ご参考〉1株当たり配当金の推移



注) 2017年10月1日付で株式併合(普通株式5株を1株に併合)を行っております。

株式併合後の基準で換算した金額を株式併合調整後1株当たり配当金として記載しております。

1. 提案の理由

- (1) 2021年8月に公表しております3ヶ年の中期経営計画において、当社グループは様々な分野における企業活動を通じて、これまで培ってきた技術を一層深化させることにより、お客様や我々を取り巻く社会の問題解決への貢献を通じて、持続的な社会の実現に貢献する製品、サービスを提供する技術オリエンテッドのソリューションカンパニーを目指しております。こうした当社グループ事業に柔軟かつ機動的に対応すると同時に、当社グループが取り組む事業内容をより明確にするため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次ページ以降のとおりであります。

株主総会参考書類

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 染顔料の中間物（顕色剤、下漬剤等）の製造および販売	1. 染顔料の中間物（顕色剤、下漬剤等）の製造および販売
2. 各種染顔料の製造および販売	2. 各種染顔料の製造および販売
3. 各種インキの製造および販売	3. 各種インキの製造および販売
4. 各種着色料の製造および販売	4. 各種着色料の製造および販売
5. 各種合成樹脂の製造および販売	5. 各種合成樹脂の製造および販売
6. 化学工業薬品の製造および販売	6. 化学工業薬品の製造および販売
7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売	7. 医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売
8. 農薬、肥料等の製造および販売	8. 農薬、肥料等の製造および販売
9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売	9. 食品添加物、化粧品等の製造および販売
10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売	10. コンピューターのソフトウェアの作成および販売
11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス	11. 情報処理サービスおよび情報提供サービス
(新 設)	<u>12. 各種印刷用製版、印刷用諸材料、印刷用機械器具の製造および販売</u>
(新 設)	<u>13. 印刷業</u>
(新 設)	<u>14. 運輸倉庫業</u>
(新 設)	<u>15. 第1号乃至第14号に関する製品の売買、卸売および輸出入</u>
(新 設)	<u>16. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡</u>
(新 設)	<u>17. 不動産の賃貸および管理業</u>
(新 設)	<u>18. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務</u>
(次ページに続く)	(次ページに続く)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>12. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>19. <u>自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p>20. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

〈ご参考〉 取締役候補者の指名方針と選任手続

以下の基準を満たす者の中から、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会にて、上記基準に照らした諮問・答申を経て、取締役会に上程され、取締役会が決議します。

- 一 取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
- 二 取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること
- 三 高い人望、品格、倫理観を有していること
- 四 高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること
- 五 その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること

社外取締役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。

- 一 出身の各分野において高い見識を有していること
- 二 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
- 三 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること

候補者番号	氏名	(年齢)	属性	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況	知識・経験・スキル、期待する分野										
						企業経営／事業戦略／リーダーシップ	CSR・ESG・コンプライアンス	財務・会計・税務	IT・情報システム	人事・労務、人財開発	技術開発・技術開発管理	SCM／物流	業界・業界動向／マーケティング新規事業	供給、製造	国際性、多様性	
1	高橋 弘二	(満61歳)	再任	代表取締役社長 業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、CSR・ESG推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者	92% (12回／13回)	●	●	●	●							●
2	小城 義尚	(満68歳)	再任	代表取締役常務 技術機構総括	100% (13回／13回)	●	●				●					●
3	廣田 恵司	(満69歳)	再任	常務取締役 推進機構総括 総務・人事本部、広報本部、購買本部、海外事業本部担当	100% (13回／13回)			●	●	●			●			
4	一関 昌文	(満68歳)	再任	取締役 事業機構総括 顔料事業部、化成事業部、合樹・着材第1事業部、新規事業開発本部、オフセットインキ事業部担当	100% (13回／13回)							●	●		●	●
5	青葉 匡彦	(満58歳)	再任	取締役 生産機構総括 生産推進本部、東京、大阪、東海、川口、坂東、佐倉製造事業所（浮間合成株）、施設・設備本部担当	100% (10回／10回)					●	●	●			●	●
6	中川 義章	(満67歳)	再任 社外 独立	社外取締役	100% (10回／10回)	●	●			●	●					●
7	長濱 晶子	(満45歳)	再任 社外 独立	社外取締役	100% (10回／10回)		●			●						●
8	川瀬 進	(満74歳)	新任 社外 独立	—	—	●	●				●		●		●	

株主総会参考書類

1 高橋 弘二

1961年4月30日生(満61歳) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年7月	当社入社	2019年4月	当社業務推進室担当(現) 当社環境安全統括室担当
1998年6月	当社取締役		当社品質化学品統括室担当
2000年6月	当社専務取締役	2020年6月	当社CSR・リスク管理推進本部 (現 CSR・ESG推進本部)担当(現) 当社最高情報セキュリティ 責任者(現)
2009年7月	当社取締役副社長		
2011年6月	当社代表取締役社長(現)		(重要な兼職の状況)
2014年6月	当社社長室担当(現) 当社秘書室担当(現) 当社内部監査室担当(現) 当社生産企画室担当		ディー・エス・エフ(株) 代表取締役社長
2018年4月	当社特定事業企画室担当		

選任理由

当社グループの一員として、社業全般に係る業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。その経験や知見を当社取締役会に十分に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

24年

取締役会への出席状況

92% (12回/13回)

所有する当社の株式数

48,444株

2 小城 義尚

1953年11月29日生(満68歳) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2017年4月	当社合成研究本部担当 当社分散研究本部担当
2015年4月	当社執行役員	2020年6月	当社常務取締役
2016年4月	当社上席執行役員	2021年6月	当社代表取締役常務(現)
2016年6月	当社取締役 当社技術機構総括(現) 当社技術管理本部担当 当社基幹技術本部担当 当社事業開発本部担当		

選任理由

当社グループの一員として、技術管理本部 本部長等を経験する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

技術機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

6年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式数

3,792株

3

ひろ た けい じ
廣田 恵司

1952年7月23日生(満69歳) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	当社入社	2020年6月	当社常務取締役(現)
2016年4月	当社執行役員		当社推進機構総括(現)
2018年4月	当社上席執行役員		当社購買本部担当(現)
2018年6月	当社常務執行役員		当社海外事業本部担当(現)
	当社推進機構担当		
	当社総務・人事本部担当(現)		
	当社広報本部担当(現)		

選任理由

当社グループの一員として、中部支社 支社長等の経験に加え、総務・人事本部、広報本部、購買本部、海外事業本部を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。推進機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式数

3,918株

4

いちの せき まさ ぶん
一関 昌文

1954年4月5日生(満68歳) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役(現)
2016年4月	当社執行役員		当社事業機構総括(現)
2019年6月	当社常務執行役員		当社顔料事業部担当(現)
	当社事業機構担当		当社合樹・着材第1事業部担当(現)
	当社化成品事業部担当(現)		当社新規事業開発本部担当(現)
	当社合樹・着材第2事業部担当		当社オフセットインキ事業部担当(現)
	当社コート材事業部担当		
	当社グラビアインキ事業部担当		

(重要な兼職の状況)
フタバペイント(株) 取締役

選任理由

当社グループの一員として、九州事業所 所長や九州大日精化工業株式会社 社長等の経験に加え、オフセットインキ事業部 事業部長、購買本部 本部長を歴任し常務執行役員としての立場から、事業機構の主要な事業部を担当する等、豊富な経験を有し、業務全般を熟知しております。事業機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式数

3,604株

株主総会参考書類

5

あお ば まさ ひこ
青葉 匡彦

1963年9月5日生(満58歳) **再任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役(現)
2019年4月	当社執行役員		当社生産機構総括(現)
2020年6月	当社常務執行役員		東京、大阪、東海、川口、 坂東、佐倉製造事業所 (浮間合成株) 担当(現)
	当社生産機構担当		
	当社生産推進本部担当(現)		
	当社各製造事業所担当		
	当社施設・設備本部担当(現)		

選任理由

当社グループの一員として、海外勤務等の経験に加え、東海製造事業所長、東京製造事業所長等を務め、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

生産機構総括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

所有する当社の株式数

2,504株

6

なか がわ よし あき
中川 義章

1955年2月2日生(満67歳) **再任**

社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	防衛庁(現 防衛省) 陸上自衛隊入隊	2007年7月	中部方面総監部幕僚長兼 伊丹駐屯地司令
2000年12月	自衛隊帯広地方連絡部長	2009年12月	第1師団長(練馬)
2002年3月	陸上幕僚監部人事部 援護業務課長	2011年4月	陸上自衛隊研究本部長
2004年3月	北部方面総監部幕僚副長 (札幌)	2013年8月	陸上自衛隊退職
2006年3月	統合幕僚監部報道官	2013年11月	株式会社小松製作所顧問
		2020年2月	同社退職
		2020年4月	株式会社電巧社顧問(現)
		2021年6月	当社社外取締役(現)

選任理由及び期待される役割の概要

陸上自衛隊の将官として数年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識は、広範かつ高度な視点から、組織運営やコーポレートガバナンス等当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人財と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

所有する当社の株式数

0株

7

なが はま あき こ
長濱 晶子

1976年9月30日生(満45歳)

再任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年11月	司法試験合格	2007年12月	YNM法律事務所 (現 長濱・水野・井上法律事務所) 入所(現)
2007年12月	司法研修所修了 弁護士登録	2021年6月	当社社外取締役(現)

選任理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレートガバナンスの強化に資することが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



取締役在任期間
1年

取締役会への出席状況
100% (10回/10回)

所有する当社の株式数
0株

8

かわ せ すすむ
川瀬 進

1948年2月7日生(満74歳)

新任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	綜研化学株式会社入社	2010年4月	当社取締役副社長
2001年6月	当社取締役研究開発センター長	2011年6月	当社特別顧問
2005年6月	当社常務取締役研究開発センター長	2013年6月	当社退社
2005年10月	当社常務取締役	2014年4月	公益社団法人化学工学会産学官連携センターSCE・Net副代表幹事(現)
2007年4月	当社常務取締役狭山事業所長		
2008年6月	当社取締役副社長兼狭山事業所長		

選任理由及び期待される役割の概要

綜研化学株式会社の取締役副社長を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であると同時に、当社常務取締役研究開発センター長、取締役副社長兼狭山事業所長の歴任もしておられることから、技術開発、生産等に関する経験や知見に基づき当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材と判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合には、主に、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員として、独立的、客観的な立場で関与していただく予定です。



所有する当社の株式数
0株

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川 義章氏、長濱 晶子氏及び川瀬 進氏は、社外取締役として選任するものです。
3. 当社は、中川 義章氏及び長濱 晶子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。川瀬 進氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第27条第2項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、中川 義章氏及び長濱 晶子氏と責任限定契約を締結しております。中川 義章氏及び長濱 晶子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、川瀬 進氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定です。
- その契約内容の概要は次のとおりです。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の35頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

いかり しゅういちろう
五十里 秀一郎

1960年1月2日生(満62歳)
所有する当社の株式数 0株

社外
独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月 東京国税局入局
2002年6月 税理士資格取得
2016年7月 藤沢税務署長
2019年7月 東京国税局調査第四部長
2020年7月 東京国税局退官

2020年8月 税理士開業(現)
2021年4月 当社顧問税理士(現)
2021年6月 当社補欠監査役(現)
2021年12月 株式会社ステップ社外監査役(現)

(重要な兼職の状況)
(株)ステップ社外監査役

選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者五十里 秀一郎氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第2項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、五十里秀一郎氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 五十里 秀一郎氏が社外監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定です。
5. 五十里 秀一郎氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の35頁に記載のとおりです。五十里 秀一郎氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 当社グループの現況

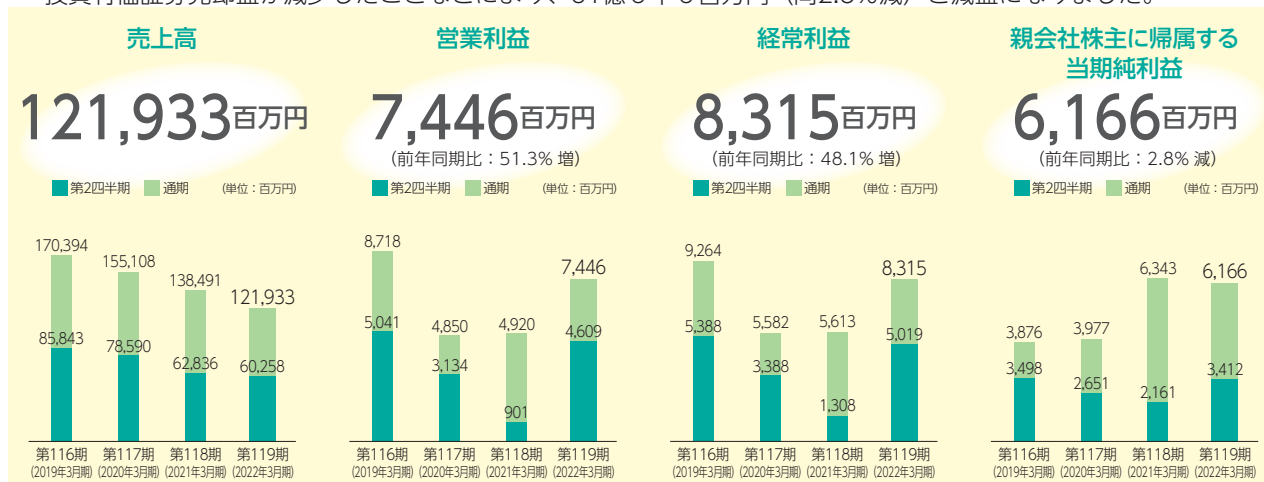
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株拡大により、経済活動に対する緩和・規制が繰り返され、また、期後半においては、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などによりインフレが進み、世界経済の不透明な状況が続きました。

このような環境の中、当社グループは、昨年8月に外部公表した中期経営計画において、10年後に在りたい姿として、「技術力を生かしニッチマーケットで社会に貢献し続ける」「サステナブル社会の実現に向けた課題解決と新たな価値創造に取り組む」をミッションに掲げるとともに、基本戦略として「技術主導による競争優位性の確保」「サステナブル社会の実現に向けたESG重視の経営推進」「事業基盤の強化のための海外事業の拡大」に基づく施策を推進しました。

この結果、売上高は、上期はコロナ禍の落ち込みから回復が続き、下期は得意先の半導体等の部品不足による生産調整の影響を受けましたが、輸送業界向けのコンパウンド・着色剤・ウレタン樹脂及び情報電子業界向けのコーティング剤が好調に推移した結果、1,219億3千3百万円となりました。なお、当期より「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」)等を適用し、従来の会計処理方法に比べて売上高と売上原価がそれぞれ461億1千5百万円減少しております。

一方、営業利益は、需給逼迫による原材料価格の高騰、海運等の物流網の混乱による調達難が継続しましたが、一部販売価格の見直しを実施し利益の確保に努めたこと、「収益認識会計基準」等の影響を除くと実質的に売上高は大幅な増収であったことから、74億4千6百万円(前年同期比51.3%増)となりました。また経常利益は、83億1千5百万円(同48.1%増)となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した投資有価証券売却益が減少したことなどにより、61億6千6百万円(同2.8%減)と減益になりました。

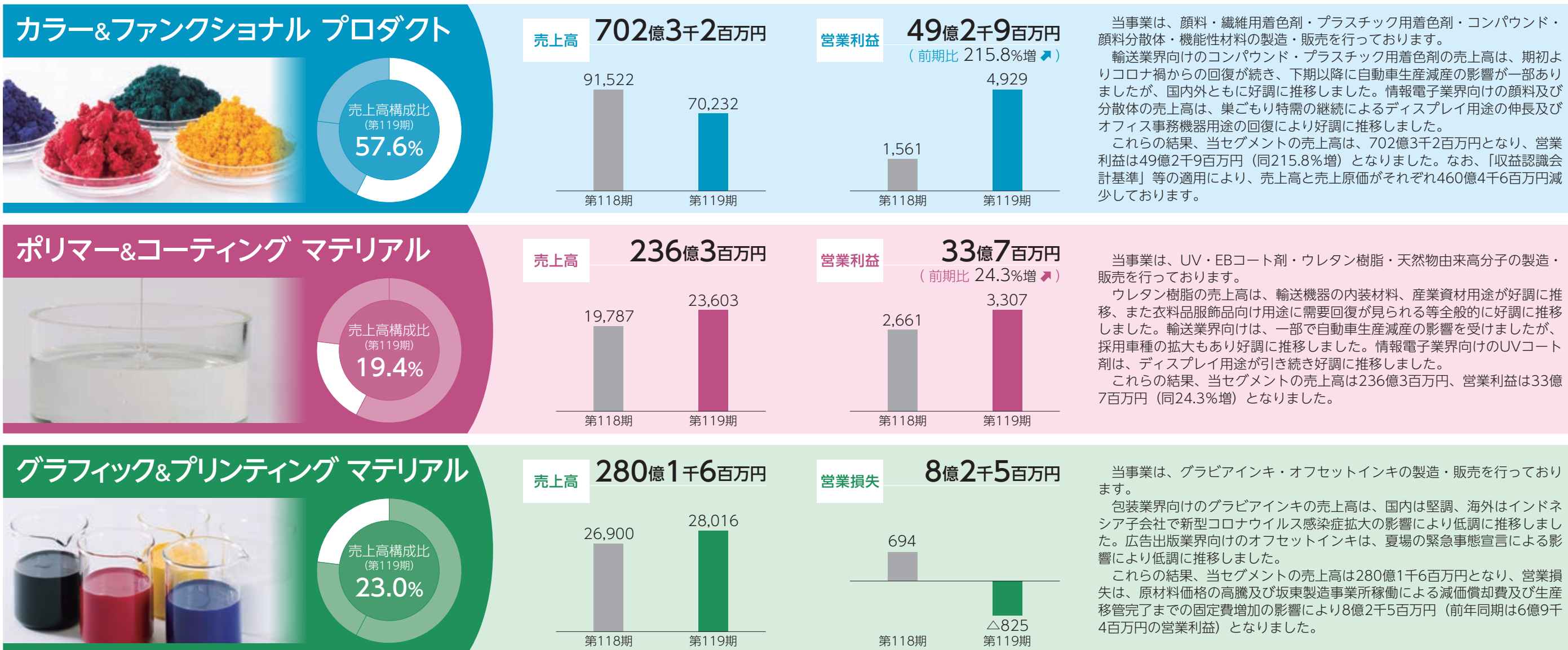


※2022年3月期第1四半期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。このため、「売上高」における対前年同期比の増減率は記載しておりません。

(2) 報告セグメント及びその業績

次に報告セグメントの業績についてご報告いたします。

なお、当連結会計年度の期首より、報告セグメントを変更しております。前連結会計年度との比較数値については、変更後のセグメントに組み替えて記載しております。



事業報告

(3) 対処すべき課題

当社グループは、昨年、中期経営計画の公表に合わせ、ROA（総資産経常利益率）5%、ROE（自己資本利益率）9%を中長期的な経営目標として掲げましたが、初年度が経過した2022年3月末時点では、ROA4.2%、ROE5.9%の結果となりました。

当社グループの置かれている経営環境については、下記のとおりと認識しております。

- ①お客様の国内外の事業展開に対して的確にキャッチアップする必要があることと同時に、販売、生産に係る収益性、効率性などの点から、国内外における積極的な業務展開は引き続き不可欠な状況にあり、国内、海外の一方に偏ることなくバランスのよい業務展開をするべきであることは引き続き重要な課題であると認識しております。
- ②持続的な成長のためには、ESGへの取組みがあらゆる事業活動の基本理念であり、環境配慮（E）、社会貢献（S）に対し研究・開発が果たす役割が、引き続き特に重要であると認識しております。このために、3つのコア技術を更に深化させるとともに、新たな技術を取り入れた上で融合し、社会全体の持続性、安全性、収益性、効率性、採算性などの側面から十分に検証の上で、引き続き資金と人財を投入していく必要があるものと認識しております。
- ③上記②に述べたように、長期的・持続的成長分野への対応にあたりESG、SDGsを念頭に、単なる製品開発という点にとどまることなく、地球規模の環境や社会問題へ取り組む企業姿勢と、透明かつ公正な意思決定を可とするガバナンスが、当社グループの安定的かつ長期的な成長及び将来の企業価値においても大きな影響を与えるものと再認識した上で、お客様や投資家様を始めとするステークホルダーから常に選ばれる企業となるために、全社を挙げて、E（環境配慮）、S（社会貢献）、G（企業統治）の側面から能動的に活動を促進することが必要と理解しております。
- ④上記①乃至③に加え、デジタル技術の活用は、当社グループの競争力の源泉のひとつであり、経営上の目標を達成するための重要な手段であると認識しております。新基幹システムを、2018年10月に国内拠点への導入後、海外拠点においても現地の事情に適応したシステム導入を順次進めており、また、新基幹システムのさらなる活用のための周辺システム整備も着々と進めてきておりますが、より高度化していく外部環境からの要請事項に、これまで以上に、適時に、かつ確に対応していく仕組みが必要であると認識しております。

これらを踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の創出のため、昨年公表しております中期経営計画の施策を重点的に進めることといたします。

ア、技術主導による競争優位性確保

当社グループでは、技術マネジメント手法を用いて保有する技術を再評価し、社会的なニーズ（ESG）への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、市場規模・収益性・成長性を評価して、保有している3つのコア技術（1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散加工技術、3 樹脂合成技術）を深化させた技術開発に取り組んでおります。これらを重要な基盤として、昨年、中期経営計画の施策を策定するにあたり、従来の注力4分野（環境、エネルギー、パーソナルケア、IT・エレクトロニクス）を改めて、①IT・エレクトロニクス、②ライフサイエンス・パーソナルケアの二つを新規発展分野、③モビリティ、④パッケージングの二つを継続発展分野として開発対象の中心に据え、資金と人財を積極的に投入することを行い、技術主導による競争優位の確保を目的とした「技術オリエンテッド」体制の構築を目指すことといたしました。これにより、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ることといたしました。

初年度を終了し、現時点での状況は以下のとおりと認識しております。

① IT・エレクトロニクス

二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料、機能性ポリマーなどにおいて、基礎技術に目途を付けると同時に、サンプルワークによる性能評価を進め、また、産学連携による新技術を付加することにより、着実な一歩を踏み出すことができました。今後、早期の実績化、生産体制増強に向けて、研究開発を進めてまいります。

② ライフサイエンス・パーソナルケア

生分解性微粒子、化粧品材料において、量産化設備に目途を付け、また、植物由来キトサンの開発に着手するなど一定の進捗を得ることができました。今後、一層の性能面のアップなどを目指して、継続的に注力してまいります。

③ モビリティ

ウレタン、アクリル、シリコーンポリマー、軽量・高強度樹脂コンパウンドなどにおいて、水性化、バイオマス化などの環境配慮強化、リサイクル素材を利用した高強度コンパウンドの生産プロセスに目途をつけることができました。今後、早期の実績化を目指し、引き続き注力してまいります。

④ パッケージング

ガスバリアー性を付与したインキ、パッケージおよびラベルのリサイクルが可能なインキ、バイオマス由来のインキなどを上市し、サンプルワークを開始しました。現時点でグラビアインキの50%以上をESG製品で占めており、今後もバイオマス由来の原材料の採用を増やし環境配慮製品の開発、販売の鋭意強化に努めて参ります。

事業報告

イ、ESGを重視した経営による企業価値向上に向けた改革の推進

中期経営計画を策定するにあたり、ESGの取組みは、当社グループを取り巻くサプライチェーン全体の重要な課題として認識し、原材料調達段階から当社製品を使用した製品が廃棄される段階までを含めたライフサイクル全体において、（ア）ESG貢献製品開発・拡販、（イ）気候変動への取り組み、（ウ）資源循環促進、（エ）社会貢献の一層の促進、（オ）コーポレートガバナンスへの一層の取り組みを実施することといたしました。

初年度を終了し、現時点での状況は以下のとおりと認識しております。

（ア）ESG貢献製品開発・拡販

上記アで一部述べたとおり、地球温暖化防止、資源循環促進、水資源保護、フードロス削減などの観点から、二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料の開発やバイオマス由来製品の開発などを積極的に進めてまいりました。今後も、この分野の製品開発・拡販には注力してまいります。

（イ）気候変動への取り組み

省エネ対策として、太陽光発電設備の設置、ボイラーの運用改善、生産機械の高効率化、照明器具のLED化を実施すると同時に、買電を再生可能エネルギーによる電力に切り換えることを進めました。合わせて、インターナルカーボンプライシングに関する社内整備を進めました。今後も、これらの施策をTCFD提言に沿って鋭意継続することとし、海外生産拠点も含めたグローバルな展開を行うことといたします。

（ウ）資源循環促進

プラスチック製品の原材料のバイオマス化への対応を加速化させると同時に、廃プラスチックの排出量抑制とリサイクル促進を進めてまいりました。今後も、これらの対策を鋭意継続するとともに、生産工程から生じるロスを削減するため工程管理を強化することなども行うことといたします。

（エ）社会貢献の一層の促進

お客様とのかかわりにおいては、適切な化学物質管理（新管理システムの導入、リスクアセスメントなど）、品質管理（ISO9001による全社的なQMS活動実施、内部監査実施）、責任ある原材料調達（CSR調達基準によるサプライヤー調査）、サステナブルな物流業務の展開（輸送ロットアップ、在庫拠点集約など）に取り組んでまいりました。従業員とのかかわりにおいては、ワークライフバランスの充実、女性、外国人、中途採用者の一層の活躍などの点から、人事制度の充実を図っております。合わせて地域社会とのかかわりにおいては、生産拠点の近隣に対する安全・安心を最優先に防災活動と環境負荷低減に努めてきております。これらの諸施策は着実に、継続的に実施することにより効果を得られるものであるため、今後も注力して対応してまいります。

(オ) コーポレートガバナンスへの一層の取り組み

単に法令順守、ルール順守に留まるだけでは実質的なガバナンスの向上につながらないとの認識から、コンプライアンスの徹底のために経営層からのメッセージの発信・従業員からのフィードバックを継続的に実施、社内イントラシステムなどを利用した継続的な研修の実施、ガバナンス体制上の委員会活動にESGの視点を大幅に追加するなど、より一層「風通し」のよい組織体制づくりに向けて、今後も地道な活動をひとつずつ積み上げてまいります。

ウ、海外事業拡大に向けた事業基盤の強化～海外売上高比率の向上～

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展開もバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に、中期経営計画を策定するにあたり、(ア)「地産地消」の推進と海外拠点の拡充、(イ)新規ビジネスの創出に注力することといたしました。

初年度を終了し、現時点での状況は以下のとおりと認識しております。

(ア) 「地産地消」の推進と海外拠点の拡充、

自動車内装材用をはじめとした、環境配慮型ウレタン樹脂製品に対する海外からの強い供給要請に応えるため、積極的な事業展開を実施してきました。今後も、新規採用のための拡販活動に取り組んでまいります。

(イ) 新規ビジネスの創出

東南アジア、中国、欧州におけるエンジニアリングプラスチック事業の展開と生産設備の増強、欧州の商業印刷分野におけるデジタル印刷需要取り込みなどの事業を展開いたしました。海外における新規ビジネスの創出は一朝一夕に成就しがたいものであるとの認識に立ち、これらの事業を中心におき、今後とも、鋭意、注力していくことといたします。

中期経営計画の公表に合わせ掲げましたROA（総資産経常利益率）5%、ROE（自己資本利益率）9%の経営目標を達成するためにも、以上のような施策を引き続き強力に推し進めていくことといたします。

合わせて、当社グループの置かれている経営環境と要請される事項に的確に対応するため、DXの推進により、デジタル技術を更に活用し、社内データの整備や業務改善に直結する事象の把握と改善への取組みなど、生産性の向上や経営基盤の強化に積極的に取り組んでまいります。また、デジタルリテラシー向上のための研修や、具体的なプロジェクトなどを活用したOJTなども効果的に行うことなどにより、一層のデジタル人財の基盤強化を図ることといたします。

事業報告

(4) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は49億6千5百万円で、報告セグメント別の主な内訳は以下のとおりであります。

報告セグメント	設備投資金額	設備投資の主な内容・目的
カラー&ファンクショナル プロダクト	2,109百万円	当社東京製造事業所及び当社東海製造事業所 における設備の拡充・改修
ポリマー&コーティング マテリアル	1,007	当社坂東製造事業所及び浮間合成㈱における 設備の拡充
グラフィック&プリンティング マテリアル	1,848	当社坂東製造事業所における設備の拡充
その他	0	特定の報告セグメントに帰属しない研究開発 等

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ
配分しております。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、財務体質の改善・強化を図るべく借入金の圧縮を行いました。この
結果、当連結会計年度末における借入金残高は322億6千1百万円となり、前連結会計年度末と比べ95億8千2百
万円減少いたしました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結
しております。

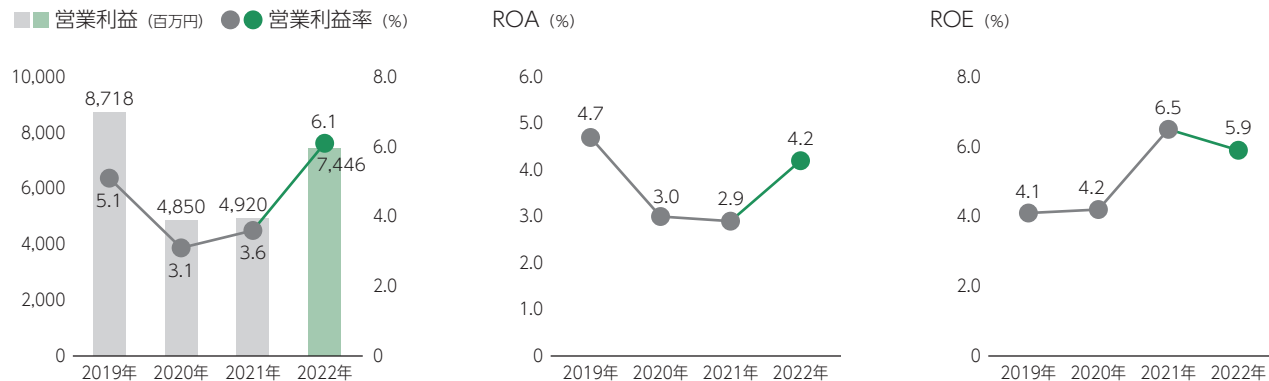
(6) 財産及び損益の状況

区分		第116期 (2019年3月期)	第117期 (2020年3月期)	第118期 (2021年3月期)	第119期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売上高	(百万円)	170,394	155,108	138,491	121,933
営業利益	(百万円)	8,718	4,850	4,920	7,446
経常利益	(百万円)	9,264	5,582	5,613	8,315
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	3,876	3,977	6,343	6,166
1株当たり 当期純利益	(円)	208.81	214.24	341.95	333.70
総資産	(百万円)	190,701	187,296	197,717	196,709
純資産	(百万円)	96,055	95,675	103,660	110,487
1株当たり 純資産額	(円)	5,068.65	5,052.36	5,516.08	5,868.51

(注) 1. 売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を当連結会計年度の期首から適用しております。



事業報告

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

・カラー&ファンクショナル プロダクト

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ハイテックケミ株式会社	千葉県	300百万円	100.0%	製品の製造
DAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.	タイ	234百万Baht	93.0	製品の製造販売
DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO., LTD.	香港	83,000千HK \$	100.0	商品の販売
東莞大日化工廠有限公司	中国	121,000千HK \$	100.0	製品の製造
DAINICHI COLOR VIETNAM CO., LTD.	ベトナム	8,700千US \$	60.0	製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	インド	1,493,053千INR	100.0	製品の製造販売
DAICOLOR ITALY S.R.L.	イタリア	1,500千EUR	100.0	商品の販売

・ポリマー&コーティング マテリアル

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
浮間合成株式会社	千葉県	401百万円	100.0%	製品の製造
大日精化（上海）化工有限公司	中国	22,230千US \$	100.0	製品の製造販売
HI-TECH COLOR, INC.	アメリカ	25,115千US \$	100.0	製品の製造販売

・グラフィック&プリンティング マテリアル

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
P.T. HI-TECH INK INDONESIA	インドネシア	8,940百万IDR	99.875%	製品の製造販売

(注) 1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当社

本社	東京都中央区
支社	東日本（東京都中央区）、中部（愛知県名古屋）、西日本（大阪府大阪市）
製造拠点	東京製造事業所（東京都足立区）、大阪製造事業所（大阪府東大阪市）、東海製造事業所（静岡県磐田市）、滋賀製造所（滋賀県甲賀市）、川口製造事業所（埼玉県川口市）、坂東製造事業所（茨城県坂東市）

②子会社の主要な事業所

〔(7) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況〕に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

報告セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
カラー&ファンクショナル プロダクト	2,496名	△44名
ポリマー&コーティング マテリアル	390	△12
グラフィック&プリンティング マテリアル	609	△10
その他	49	2
全社（共通）	206	5
合計	3,750	△59

事業報告

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,443名	△40名	41.2歳	17.4年

(10)主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	7,873百万円
株式会社三井住友銀行	7,851
株式会社みずほ銀行	4,355
株式会社千葉銀行	3,241
みずほ信託銀行株式会社	2,951
株式会社足利銀行	2,827

(注)借入額には、シンジケートローンによる借入金47億3千9百万円が含まれております。

(11)その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,613,110株 (うち自己株式 133,494株)
 (3) 株主数 3,685名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,169千株	11.74%
株式会社三井住友銀行	882	4.77
大樹生命保険株式会社	654	3.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	621	3.36
株式会社三菱UFJ銀行	601	3.25
みずほ信託銀行株式会社	520	2.81
大日精化従業員持株会	481	2.60
損害保険ジャパン株式会社	371	2.00
高橋 靖	363	1.96
日本パーカライジング株式会社	359	1.94

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (133,494株) を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	4,930株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告35ページ「3 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 当社は2021年6月29日開催の第118期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月28日付で取締役 (社外取締役を除く。) 5名に対し自己株式4,930株及び役付執行役員 (取締役を兼務する執行役員を除く。) 4名に対し自己株式1,904株の処分を行っております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 弘二	業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、 CSR・ESG推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者 (重要な兼職の状況) ディー・エス・エフ(株) 代表取締役社長
代表取締役常務	小城 義尚	技術機構総括
常務取締役	廣田 恵司	推進機構総括 総務・人事本部、広報本部、購買本部、 海外事業本部担当
取締役	一関 昌文	事業機構総括 顔料事業部、化成品事業部、合樹・着材第1事業部、 新規事業開発本部、オフセットインキ事業部担当 (重要な兼職の状況) フタバペイント(株) 取締役
取締役	青葉 匡彦	生産機構総括 生産推進本部、東京、大阪、東海、川口、坂東、 佐倉製造事業所（浮間合成(株)）、施設・設備本部担当
社外取締役	瀧野 裕之	
社外取締役	中川 義章	
社外取締役	長濱 晶子	
監査役（常勤）	川田 勝久	
監査役（常勤）	蒲生 善郎	
社外監査役	佐藤 幸平	
社外監査役	山口 秀巳	(重要な兼職の状況) 東洋ドライループ(株) 社外取締役（監査等委員）

〈ご参考〉

2022年3月31日現在における役付執行役員の役位、氏名、担当は以下のとおりです。

役位	氏名	担当
常務執行役員	竹田 治	事業機構担当 合樹・着材第2事業部、コート材事業部、 グラビアインキ事業部、ファインポリマー事業部担当
常務執行役員	駒田 達彦	推進機構担当 事業管理本部、経理・財務本部、情報システム本部担当
常務執行役員	青柳 太洋	技術機構担当 合成研究本部、分散研究第1本部、分散研究第2本部、 技術管理本部担当
常務執行役員	谷 俊夫	生産機構担当 成田（ハイテックケミ(株)）、加須、東郷、交野製造 事業所（以上、大日カラー・コンポジット(株)）、 九州事業所（九州大日精化工業(株)）、熊本事業所 （九州化工(株)）担当

- (注) 1. 社外取締役 瀧野 裕之氏、社外取締役 中川 義章氏及び社外取締役 長濱 晶子氏並びに社外監査役 佐藤 幸平氏及び社外監査役 山口 秀巳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 社外監査役 山口 秀巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2021年6月29日開催の第118期定時株主総会にて、青葉 匡彦氏、中川 義章氏及び長濱 晶子氏が新たに取締役に、山口 秀巳氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 2021年6月29日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、齋藤 修氏が取締役を、伊東 君男氏が監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

事業報告

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役・監査役並びに持分法適用関連会社に派遣されている取締役・監査役であり、その全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることのないよう、保険金の支払限度額及び免責事由を設定するなどの措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬は、以下のように業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本としています。

i 取締役の報酬

a 取締役の報酬に関する基本方針の決定の方法

取締役の報酬に関する方針は当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項であるとの認識に基づき、代表取締役社長及び常務以上の取締役により構成される常務会において、報酬制度の設計内容を検討の上、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会で決議しております。

b 取締役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性も考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針とし、役員報酬規程の定めに従い決定しています。具体的には、社外取締役を除く取締役（以下「社内取締役」といいます。）の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「株式報酬制度」といいます。）に基づく株式報酬の2つにより構成することとし、社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしています。また、これらに加えて、社内取締役及び社外取締役に対して役員賞与を支給することができることとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、役員報酬規程に従い、役位及び職階に応じて算出した金額に、個人の業績考課を反映させた年額を決定し、毎月定額で支給します。

なお、各取締役の役位及び職階の決定方法並びに個人の業績考課の反映方法は以下のとおりです。

イ 各取締役の役位の決定

各取締役の役位については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会にて決議しております。

ロ 職階の決定

各取締役の役位における職階については、代表取締役社長が各取締役の見識、経歴、業績に対する貢献度等を勘案して提案し、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

ハ 個人の業績考課の反映

代表取締役社長は、会社業績や個人の業績評価を基に、取締役ごとに役位及び職階に応じて算出した金額の10%の範囲内で基本報酬の増額、減額を決定することができることとしております。各取締役の基本報酬の増額または減額を決定するに当たり、代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得ることとしております。

② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、社内取締役に対し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等として、株式報酬制度に基づく株式報酬を支給します。株式報酬制度の目的、概要については下記のとおりです。

イ 株式報酬制度の導入目的

当社の社内取締役に対して譲渡制限付株式を交付することにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当社の社内取締役と株主とのより一層の価値共有を進めることを目的とします。

事業報告

□ 株式報酬制度の概要

社内取締役に対して、原則として毎事業年度、年額50百万円以内を上限として金銭報酬債権を支給し、社内取締役は、その全額を現物出資として払込み、当社から、年間の上限を30,000株として普通株式の発行又は処分を受けることとします。なお、当該普通株式の発行又は処分に際して、当社と社内取締役との間で、①社内取締役は、一定期間、割当てを受けた当社普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、及び、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとします。

イ) 金銭報酬債権の具体的な支給時期と支給額、及び当該株式の交付時期

当社株価が当社の経営成績、ひいては企業価値を客観的かつ端的に示すとともに、株主と最も価値を共有しうる指標であるとの理解に基づき、代表取締役社長が、月額基本報酬金額（所得税等控除後の金額水準を含む。）、月額報酬金額推移及び当社株価の推移等を総合的に勘案のうえで、各社内取締役の報酬年額の一定割合を対象とし、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで、決定しております。

ロ) 譲渡制限期間

取締役会が予め、割当株式の譲渡制限期間を交付日から30年間と定め、当該期間中、社内取締役は当該株式を譲渡、担保の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

ハ) 地位喪失時の取扱い

社内取締役が当社の取締役の地位を喪失した場合、取締役会が正当と認める理由があるときを除いて、当該株式の全てを無償で返納することとしております。

二) 譲渡制限の解除等

社内取締役が譲渡制限期間中に継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が終了したときに譲渡制限を解除することとしております。また、社内取締役が任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合は、当社が定めた基準に基づいて譲渡制限を解除することとしております。

ホ) 払込金額の決定

金銭報酬債権額に対する1株あたりの払込金額は、金銭報酬債権の支給日及び支給額を決議する取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならない金額で当社取締役会が決議することとしております。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会の決議に基づき代表取締役社長がその具体的な個人別の報酬金額の決定について委任を受けるものとします。代表取締役社長は、役員報酬規程に基づき基本報酬及び賞与を決定し、当該権限が適切に行使されることとするために、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に原案を諮問し、その答申を得たうえで決定をします。なお、株式報酬は、過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会への諮問とその答申を踏まえ、最終的には取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

c 取締役の報酬に関する株主総会決議の内容

(a) 金銭報酬

取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は10名（うち社外取締役1名）であります。

(b) 譲渡制限付株式報酬

取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記(a)金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役は5名であります。

d 当該事業年度の取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項等

当該事業年度の取締役の個人別の基本報酬の額については、取締役会の決議に基づきその具体的内容の決定について委任を受けた代表取締役社長 高橋 弘二が役員報酬規程に基づき決定しております。代表取締役社長に当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。また、代表取締役社長の当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで決定しております。

さらに、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬等委員会における諮問・答申が十分に尊重されていること及び取締役会で決議した役員報酬規程に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う収益環境の悪化を理由に、社内取締役の報酬については役員報酬規程に定める金額より一定割合減額して支給することとしております。また、取締役に対する役員賞与は支給しておりません。

事業報告

ii 監査役の報酬

a 監査役の報酬に関する基本方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の監査役の報酬は、業績、職能、職務、経験、見識を勘案し、従業員に対する処遇との整合性及び上記 i によって定めた取締役の報酬を考慮した適切な水準に基づき支給することを基本方針としています。具体的には、基本報酬を支給することとし、加えて、役員賞与を支給することができることとしています。

(b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

① 基本報酬

当社の監査役の基本報酬は、役員報酬規程に基づき監査役の協議により定められた金額を、毎月定額で支給します。

② 役員賞与

業績が著しく向上し、計画を上回る利益を計上した場合には、上記①の報酬に加えて、代表取締役社長が過半数を独立社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会に諮問し、その答申を得たうえで株主総会の決議により、役員賞与を支給できることとしています。なお、業績が計画に比して大きく上回る場合に支給することとしているため、支給時期は定めておりません。

(c) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により定めています。

b 監査役の報酬に関する株主総会決議の内容

監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る監査役は3名であります。

c 当該事業年度の監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する事項

当該事業年度の監査役の個人別の基本報酬の額については、役員報酬規程に基づき、監査役の協議により決定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う収益環境の悪化を理由に、社外監査役以外の監査役の報酬については、役員報酬規程に定める金額より一定割合減額して支給することとしております。また、監査役に対する役員賞与は支給しておりません。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	175 (19)	167 (19)	— (—)	8 (—)	9 (3)
監査役 (うち、社外監査役)	41 (13)	41 (13)	— (—)	— (—)	5 (3)
合計 (うち、社外役員)	217 (32)	208 (32)	— (—)	8 (—)	14 (6)

- (注) 1. 上記の表には、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております、当該定めに係る取締役は10名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（社外取締役除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会において、上記2 金銭報酬の限度額の範囲内で、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております、当該定めに係る取締役は5名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております、当該定めに係る監査役は3名であります。
5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

(5) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続いて在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金につき、それぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いただいております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 4百万円

監査役 1名 0百万円（うち社外監査役1名 0百万円）

なお、過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、全額を計上しております。

事業報告

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外監査役 山口 秀巳氏は、東洋ドライループ(株)の社外取締役（監査等委員）であります。
なお、東洋ドライループ(株)と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	瀧野 裕之	13/13 (100%)	—	<p>主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。</p>
	中川 義章	10/10 (100%)	—	<p>主に自衛隊幹部としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員長を務めております。</p>
	長濱 晶子	10/10 (100%)	—	<p>主に弁護士としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等積極的に意見を述べており、取締役会の監督強化等や当社経営体制の一層の強化・充実を図るための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役及び役付執行役員の指名や報酬等の決定に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図ることを目的として設置している指名・報酬等委員会の委員を務めております。</p>

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況
社外監査役	伊東 君男	3/3 (100%)	5/5 (100%)	主に税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行ってまいりました。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行ってまいりました。
	佐藤 幸平	13/13 (100%)	16/16 (100%)	主に他社における企業経営者としての豊富な経験と能力、幅広い見識から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	山口 秀巳	10/10 (100%)	11/11 (100%)	主に税理士としての専門的見地から、取締役会において積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

- (注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- 社外取締役 中川 義章氏及び社外取締役 長濱 晶子氏の取締役会出席状況は、就任日(2021年6月29日)以降2022年3月31日までに開催された取締役会を対象としております。
 - 社外監査役 伊東 君男氏の取締役会及び監査役会出席状況は、2021年4月1日以降退任日(2021年6月29日)までに開催された取締役会及び監査役会を対象としております。
 - 社外監査役 山口 秀巳氏の取締役会及び監査役会出席状況は、就任日(2021年6月29日)以降2022年3月31日までに開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人 保森会計事務所

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	111,343
現金及び預金	26,346
受取手形	10,570
売掛金	40,968
商品及び製品	18,926
仕掛品	843
原材料及び貯蔵品	11,944
その他	1,823
貸倒引当金	△80
固定資産	85,366
有形固定資産	52,348
建物及び構築物	21,452
機械装置及び運搬具	12,594
工具、器具及び備品	2,079
土地	14,013
リース資産	395
建設仮勘定	1,812
無形固定資産	1,911
投資その他の資産	31,106
投資有価証券	18,568
出資金	486
繰延税金資産	359
退職給付に係る資産	9,414
その他	2,298
貸倒引当金	△21
資産合計	196,709

科目	金額
負債の部	
流動負債	59,452
支払手形及び買掛金	31,939
短期借入金	11,460
1年内返済予定の長期借入金	6,918
リース債務	192
未払法人税等	1,495
賞与引当金	2,047
関係会社整理損失引当金	8
環境対策引当金	31
その他	5,359
固定負債	26,769
長期借入金	13,882
リース債務	461
繰延税金負債	630
環境対策引当金	2,981
退職給付に係る負債	8,281
その他	532
負債合計	86,222
純資産の部	
株主資本	100,763
資本金	10,039
資本剰余金	9,773
利益剰余金	81,265
自己株式	△315
その他の包括利益累計額	7,684
その他有価証券評価差額金	6,435
為替換算調整勘定	592
退職給付に係る調整累計額	656
非支配株主持分	2,039
純資産合計	110,487
負債純資産合計	196,709

連結計算書類

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		121,933
売上原価		96,271
売上総利益		25,661
販売費及び一般管理費		18,214
営業利益		7,446
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	371	
持分法による投資利益	181	
保険配当金	132	
その他	614	1,388
営業外費用		
支払利息	339	
固定資産賃貸費用	77	
その他	102	520
経常利益		8,315
特別利益		
投資有価証券売却益	378	
その他	46	424
特別損失		
固定資産除却損	143	
減損損失	8	
その他	19	170
税金等調整前当期純利益		8,569
法人税、住民税及び事業税	2,483	
法人税等調整額	△270	2,212
当期純利益		6,356
非支配株主に帰属する当期純利益		190
親会社株主に帰属する当期純利益		6,166

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	71,336
現金及び預金	8,287
受取手形	3,232
売掛金	35,937
電子記録債権	6,518
商品及び製品	11,692
仕掛品	698
原材料及び貯蔵品	3,412
未収入金	811
その他	746
貸倒引当金	△1
固定資産	65,834
有形固定資産	26,626
建物	10,033
構築物	1,205
機械及び装置	5,372
車両運搬具	44
工具、器具及び備品	1,455
土地	6,965
リース資産	125
建設仮勘定	1,424
無形固定資産	1,372
借地権	179
ソフトウェア	1,052
その他	141
投資その他の資産	37,835
投資有価証券	11,051
関係会社株式	15,263
関係会社出資金	3,592
前払年金費用	6,266
繰延税金資産	345
保険積立金	690
その他	644
貸倒引当金	△19
資産合計	137,171

科目	金額
負債の部	
流動負債	50,559
支払手形	554
買掛金	26,179
電子記録債務	1,017
短期借入金	10,115
1年内返済予定の長期借入金	6,918
未払金及び未払費用	2,561
未払法人税等	1,111
賞与引当金	1,344
環境対策引当金	31
その他	725
固定負債	23,572
長期借入金	15,089
リース債務	108
退職給付引当金	4,879
環境対策引当金	2,981
その他	513
負債合計	74,131
純資産の部	
株主資本	58,109
資本金	10,039
資本剰余金	8,141
資本準備金	8,137
その他資本剰余金	4
利益剰余金	40,243
利益準備金	2,224
その他利益剰余金	38,018
圧縮記帳積立金	1,243
別途積立金	5,870
繰越利益剰余金	30,905
自己株式	△315
評価・換算差額等	4,930
その他有価証券評価差額金	4,930
純資産合計	63,039
負債純資産合計	137,171

計算書類

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		99,277
売上原価		82,831
売上総利益		16,446
販売費及び一般管理費		14,572
営業利益		1,873
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	3,066	
為替差益	127	
固定資産賃貸料	120	
保険配当金	90	
その他	158	3,564
営業外費用		
支払利息	292	
その他	60	352
経常利益		5,085
特別利益		
投資有価証券売却益	378	
その他	4	382
特別損失		
固定資産除却損	85	
減損損失	8	
その他	11	105
税引前当期純利益		5,363
法人税、住民税及び事業税	1,013	
法人税等調整額	△288	725
当期純利益		4,637

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都 港区

代表社員 公認会計士

若林 正和 ㊟

業務執行社員 公認会計士

町井 徹 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都 港区

代表社員 公認会計士

若林 正和

Ⓔ

業務執行社員

代表社員 公認会計士

町井 徹

Ⓔ

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の監査報告

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主管部門責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤会計監査人と、会計監査人が指摘する当社の「KAM事案」について討議及び検討を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

監査役会の監査報告

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人保森会計事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人保森会計事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日 大日精化工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	川田 勝久	㊟
監査役（常勤）	蒲生 善郎	㊟
社外監査役	佐藤 幸平	㊟
社外監査役	山口 秀巳	㊟

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日 なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 及び 中間配当を実施するときは毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-288-324（フリーダイヤル） 専用ホームページ： https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html ※ お手続内容で一部届出用紙の出力ができません

株主総会会場 ご案内図

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

会場 当社本社ビル 9階 彩鳳
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

交通 ● JR総武快速線 馬喰町駅2番出口より 徒歩2分 ● 地下鉄都営浅草線 東日本橋駅B4出口より 徒歩6分
● 地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅A1出口より 徒歩3分 ● 地下鉄東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅2番出口より 徒歩8分

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



※当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。

大日精化工業株式会社
<http://www.daicolor.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

